

第90回 緑の審議会 資料

2021年（令和3年）5月13日

■目次

1. 「都心のみどりづくり方針（仮称）」策定の背景と目的・・・P2
2. 都心のみどりやまちづくりの現状・・・・・・・・・・・・・・P6
3. 都心のみどりづくりに関する課題と方針の基本目標・・・・・・・・P13
4. 重点エリアの設定と各エリアのみどりづくりの目標・方針・・・P18
5. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
6. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22

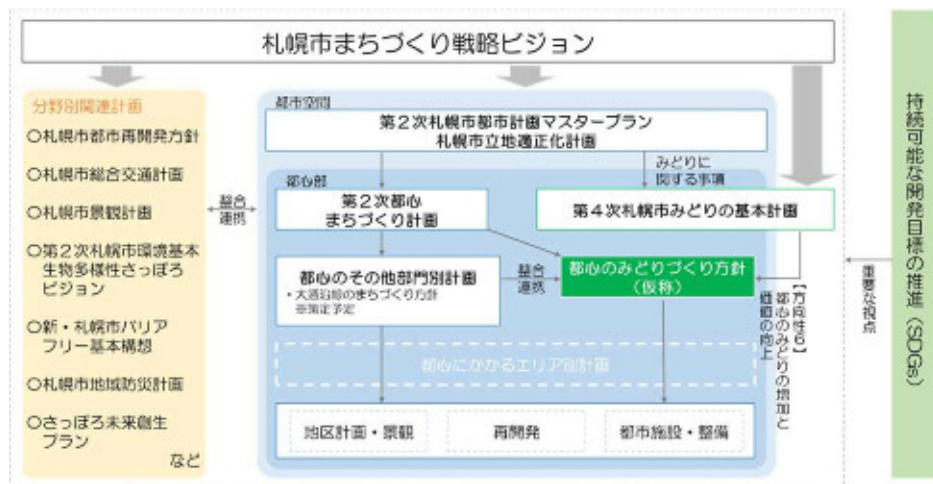
1-1. 都心のみどりづくり方針（仮称）について

(1) 「都心のみどりづくり方針（仮称）」とは

都心のみどりづくり方針（以下、「方針」）は、第4次札幌市みどりの基本計画において、「みどり豊かで魅力的な都心の形成」を目的に策定することが定められたもので、都心のみどりについて目指すべき将来像と、取組の方針を明らかにしたものです。

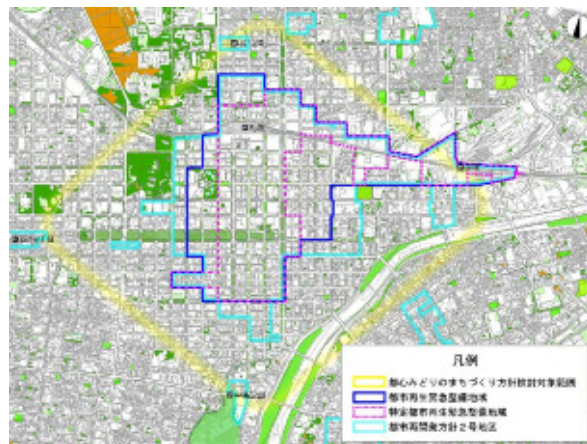
(2) 方針の位置づけ

「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を最上位計画とし、第4次札幌市みどりの基本計画を上位計画と位置付けています。また、本方針は都心部に特化した方針となるため、都市空間に関する「第2次札幌市都市計画マスタープラン」、「札幌市立地適正化計画」においても上位計画とし、都市部の空間形成に関する「第2次都心まちづくり計画」、都心におけるその他の部門別計画と整合・連携を図ります。



(3) 方針対象

都心のまちづくりと連動した実効性のある取組が求められていることから、今後まちづくりが推進される都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域や都市再開発方針における2号地区を網羅した範囲としています。



(4) 方針の目標年次

この方針は、おおむね10年後の令和12年（2030年）を目標とします。

1-2. 上位・関連計画と国の動向

(1) 上位・関連計画

ア. 札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25年（2013年）2月、10月）

※関係部分抜粋

札幌市のまちづくりに関する最上位計画である「まちづくり戦略ビジョン」では、札幌市の目指す都市像を掲げた上で、まちづくりの分野を7つに分けて、その分野ごとにまちづくりに関する「基本目標」を設定しています。

また、都市空間創造にあたり、コンセプトとして「S・L・I・M City Sapporo」という考え方を掲げています。ここでいう「S・L・M・I」とは、「Sustainability（持続可能性）」「Livable（安心・快適で質の高い生活）」、「Innovation（創造性の発揮）」「Managing（エネルギーやモビリティなど多様なマネジメント）」という4つの概念から構築されています。

都市空間	地域	経済	子ども・若者	安全・安心	環境	文化
------	----	----	--------	-------	----	----

魅力と活力を持続的に高める集約型のまちづくり

国内外から多くの人々が訪れ、様々な交流や活動が活発に展開されるとしとなるためには、札幌の顔である都心部の魅力と活力を高めるとともに、まちにうらおいを与えるみどり豊かな都市空間の創出や良好な都市景観の形成が重要。

基本目標

- 公共交通を中心とした集約型のまちにします
- 札幌の顔となる魅力と活力あふれる都心にします
 - ▶高次な都市機能が集約しているとともに、多様な活動を支える場など、人を中心とした魅力ある空間が形成されています。
 - ▶創造的な活動の発信や担い手の育成など、文化と活力を創造する取組が展開されています。
 - ▶豊かなみどりが充実することにより、うらおいや風格が感じられる都心にふさわしい街並みが形成されています。
- 都市の価値を高めるみどりを生かしたまちにします
 - ▶市街地ではうらおいと安らぎを与えるみどりと憩いや交流の場として活用されるオープンスペースが十分にあり、それらを生かした市民に親しまれる良好な都市景観が形成されています。 など
- 都市基盤が適切に維持・保全されるまちにします

イ. 第2次札幌市都市計画マスタープラン（平成28年（2016年）3月）

※関係部分抜粋

札幌市の目指すべき都市像の実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したもので、「総合的な取組の方向性」ほか、「部門別の取組の方向性」についても示されており、その中のひとつとして「みどり」の方向性について示されています。

また、「S・L・I・M City Sapporo」の考え方をさらに進め、「Economy（経済）」「Energy（活力）」「Environment（環境）」などといった要素を加え、新たな理念として「S・M・I・L・Es City Sapporo」を掲げています。

市街地のみどり 取組の方向性

- 都心部におけるみどりの保全・創出
 - ▶街路樹等の適切な管理や保存樹木制度をはじめとした各種制度などにより、都心部の貴重なみどりの保全を図ります。
 - ▶地区計画などの各種土地利用計画制度や民有地緑化への支援等により、景観や環境に配慮した建築物緑化や広場等オープンスペースの緑化を進め札幌の顔にふさわしいみどりの創出を図ります。
 - ▶都心内の河川・公園・緑地等の自然資源を結ぶコリドーを形成します。
- 地域特性を踏まえたみどりの創出
 - ▶人口が増えている既成市街地においては、公園の整備など官・民各々が管理する様々なオープンスペースを活用しながらみどりの確保を図ります。
 - ▶地域特性や市民ニーズ、公園の配置状況、災害時への対応などを考慮し、地域ごとに求められる機能を把握しながら公園の再整備を進めます。
- みどりによるネットワークの創出
 - ▶道路空間や河川を生かしたうらおいのある憩いの空間づくりにより、みどりのネットワークを創出します。

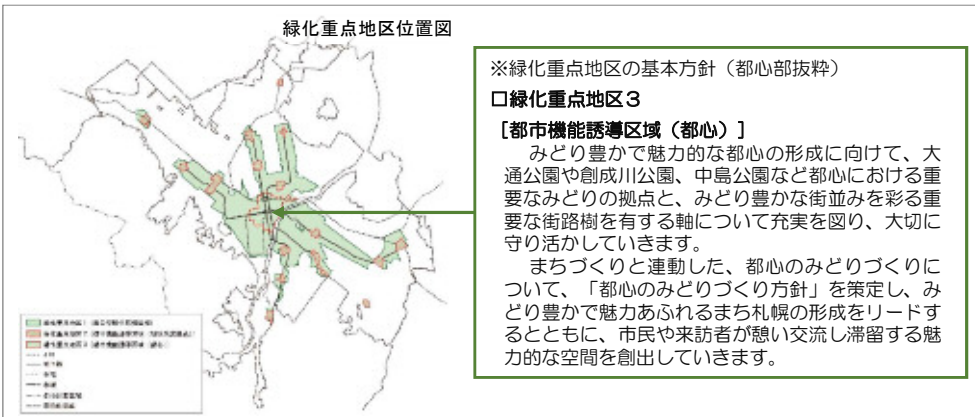
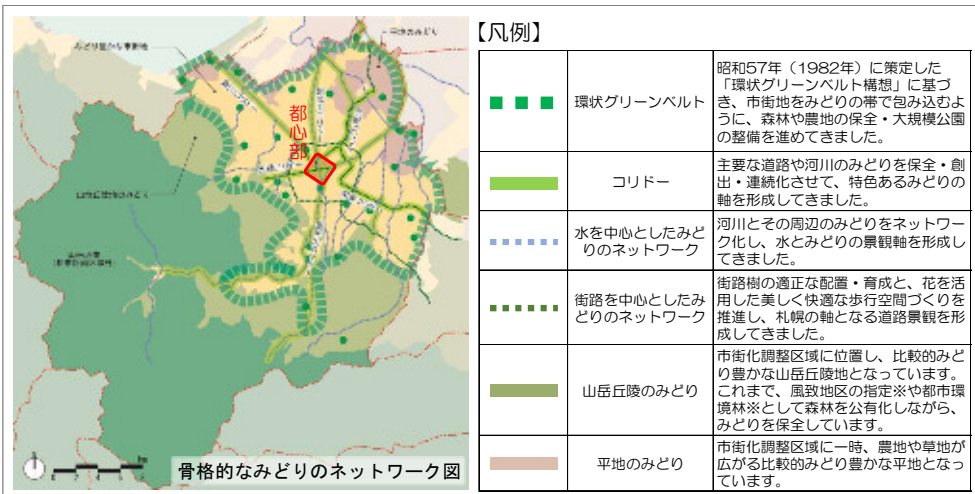
ウ。第4次札幌市みどりの基本計画（令和2年（2020年）3月）※関係部分抜粋

〇都心のみどりの位置づけ

札幌市は特色のある大規模な都市公園を含む環状グリーンベルトと、道路緑化※や河川で構成されるコリドー※により、骨格的なみどりのネットワークを形成してきました。

都心は大通・創成川・豊平川の3つのコリドーが交差する地点となっているため、都心でみどりのネットワークを形成することが、市全域のコリドーを繋ぐものとして重要となっています。

また、都心部は、第4次札幌市みどりの基本計画において「緑化重点地区3」に位置づけられ、公共施設による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化など市民・事業者・行政が連携して緑化を重点的に推進し、住民の憩いの場を創出するとともに、みどり豊かな街並みを形成することとされています。



〇都市におけるみどりの役割

みどりは市民が生活していく上で、欠かすことのできない多様な役割を持っています。「都市」においては、都市環境の形成や防災機能の発揮、観光まちづくり・地域経済への寄与といった様々な役割や機能を有しており、都心部においてもみどりの存在が重要となっています。

都市環境の形成

生活環境の改善

- ・気温や湿度の寮生、大気の浄化、日陰の提供により心身共に快適な生活環境を形成します。

うるおいの創出

- ・都心や市街地において、みどりのオープンスペースや街路樹などによって、市民や来街者が五感を通して感じられるうるおいを創出します。

札幌らしい景観の形成

- ・手稲山や藻岩山などの山並みや、豊平川などの川のある景観、大通公園や中島公園など札幌を象徴する公園の景観、北海道大学の並木や農場の景観、樹木のある街並みなど、札幌らしい景観を形成し、市民一人ひとりの原風景を形作ります。

防災機能の発揮

防災機能の発揮

- ・森林や緑地は、災害時において、土砂災害防止、延焼の防止などの役割を果たすとともに、都市公園などは非難の場、救援活動の拠点となります。

観光まちづくり・地域経済への寄与

観光まちづくりの促進

- ・大通公園や中島公園など、特色があり札幌を象徴する大きな都市公園は、まちのブランド化や観光まちづくりの促進に寄与します。

地域経済の活性化

- ・農地は都市に新鮮な農産物を供給するなど、経済的な活動に寄与します。また、都市公園や自然歩道などは、さまざまなイベントや憩いとにぎわい創出の拠点となり、地域経済の活性化に寄与します。

〇都心のみどりづくりの推進

都心におけるみどりづくりにおいて、第2次都心まちづくり計画等と連動して、各拠点や各軸に適したみどりづくりや良好なオープンスペースの創出を実現するため、「都心のみどりづくり方針」を策定し、都心のみどりについて目指すべき将来像を示すとともに、取組方針を明らかにすることとしています。

都心のみどりづくりの推進

- 〇公共施設等の緑化の推進
 - ▶公共施設については、まちづくりをリードする良好な緑化空間を創出していきます。
- 〇まちづくりと連動した都心の魅力づくり
 - ▶民間開発とも連携しながらみどりのネットワークづくりを検討していきます。
- 〇民有地緑化推進
 - ▶民間開発や再整備にあわせてみどり豊かな空間創出を推進するため、みどりオープンスペースの創出を支援します。
- 〇都心のみどりの景観の向上
 - ▶大通公園などの拠点や、街路樹などの街路を軸として、風格ある緑の景観形成や歩いて楽しい空間の創出を重視し、景観形成を図ります。
- 〇緑保全創出地域制度の見直し
 - ▶都心の民間開発や公共施設の建替えなどに対応した緑保全創出地域制度の見直しを検討します。

※都市環境：建築群（住宅、ビル、公共施設等）や公園、道路、橋梁、ライフライン（電気、ガス、上下水道）、交通システムなどをはじめ、人が生活する上で必要なものを人工的に設けた空間。
 ※原風景：原体験におけるイメージで、風景の形をとっているもの。

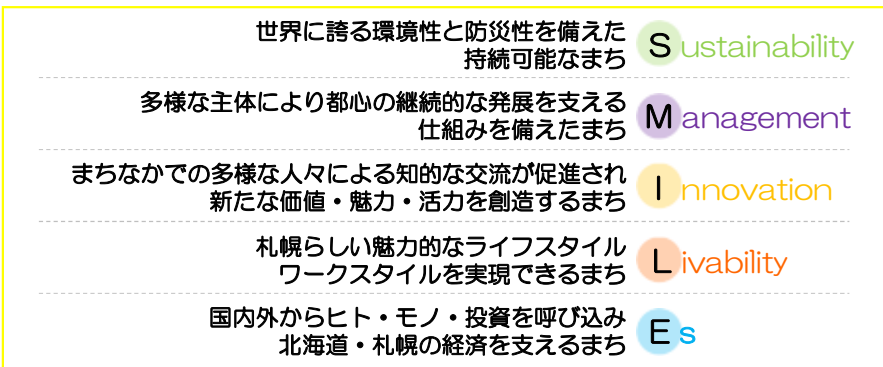
※道路緑化：身近な緑として街に潤いと安らぎを与えると同時に、道路の交通安全や都市全体の環境改善など、道路交通機能の確保を前提に、緑の機能を発揮させ既存の樹木の保存や新たな植栽し管理していく道路の緑化のこと。
 ※コリドー：緑の回廊（生態的な回廊）。道路緑化や河川などの植物群落や水域の連続性を保全することにより、野生生物の生息空間を確保するもの。
 ※風致地区：都市計画法に基づき、都市の風致を保全するために定められた地区。
 ※都市近郊林の保全・都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した林地。

エ. 第2次都心まちづくり計画（平成28年（2016年）5月）※関係部分抜粋

○都心まちづくりを通じて目指すまちの姿と目標

都心まちづくりの2つの目標に基づく取組を都心の特性、資源を最大限に活用しながら進めることで、都心ならではの「S・M・I・L・Es」を実現することを目指しています。

都心の目指すまちの姿



北海道・札幌をけん引する経済成長、世界に誇る低環境負荷の実現

都心まちづくりの目標

国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立
魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現

○都心まちづくりの戦略

都心のまちづくりの目標及び目指す姿等を踏まえ、特に協力を推進すべき重要な取組を「都心まちづくりの戦略」として位置付けています。

戦略1 ○世界が注目する魅力と活力、ライフスタイルを実現するビジネス・都市観光機能の強化と成熟型都市環境の実現

- ▶北海道・札幌を先導する都心のビジネス・都市観光機能の強化
- ▶成熟社会における市民生活の高質化と豊かな文化を教授できる環境の充実

戦略2 ○北海道らしい豊かなみどりや地球にやさしい環境を守り育てる持続可能なまちの実現

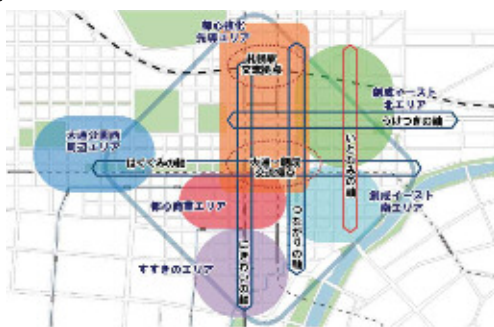
- ▶北海道・札幌を象徴する豊かなみどりの空間の創出・拡充
- ▶「環境首都・札幌」を象徴する都心の低炭素化

戦略3 ○市民や来街者にとって魅力的なライフスタイル・ワークスタイルを生む都市空間の形成

- ▶公共交通を軸とした歩行者優先の交通環境の形成
- ▶都心らしいライフスタイル・ワークスタイルの実現

戦略4 ○札幌の持続的・発展的成長をけん引する都心マネジメントの展開

- ▶札幌都心の重層的エリアマネジメントの仕組みの構築



都心の骨格構造とターゲットエリア
(第2次都心まちづくり計画)

オ. 札幌市総合交通計画（令和2年（2020年）3月）※関係部分抜粋

交通に関する個別計画等を策定・実施する上での“指針”として策定され、6つの基本方針それぞれに、交通施策を体系化（パッケージ化）し、実施目標を掲げています。

実施目標①

人を中心とした安全で快適な交通環境を創出するため、誰もが快適に通行できる歩行空間を形成するとともに、自動車や公共交通等による回遊性向上に向けた取り組みを進めます。

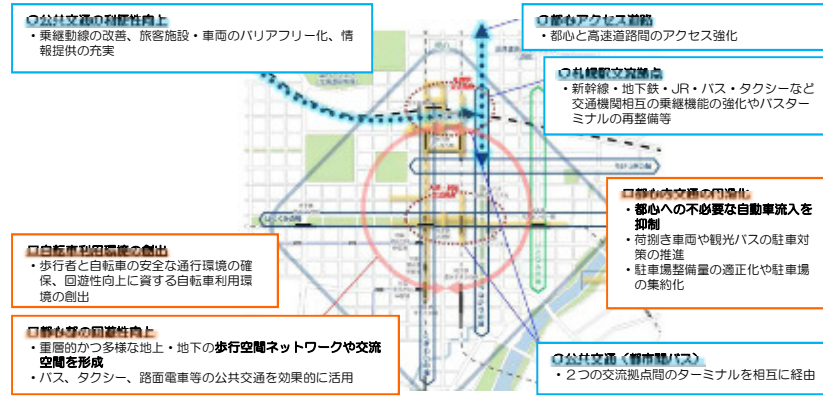
- ▶広場空間や道路空間を活用した賑わいの創出 など

実施目標②

誰もが都心にアクセスできる利便性の高い交通ネットワークを形成するため、公共交通の利便性向上や交通結節機能の強化を図るとともに、都心と高速道路とのアクセス機能強化の検討を進めます。

- ▶都心アクセス強化道路軸の検討・整備 など

都心まちづくりパッケージ



カ. 札幌市景観計画（平成29年（2017年）2月）※関係部分抜粋

札幌の景観形成の総合的な指針として、景観法に基づく届出に関わる事業者や行政だけでなく、市民を含めて人々が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したもので、「自然」「都市」「人（暮らし）」の観点から景観形成の方針が示されています。



自然特性を踏まえた景観形成の方針『水とみどり』

▶主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにけるきめ細やかな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。

市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針『都心』

▶世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成を図ります。
▶骨格軸や交流拠点などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。
▶人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。

歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針『文化・暮らし』

▶市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。

1-2. 国の動向と上位・関連計画

(2) 国におけるみどりとオープンスペースに関する動向

ア. 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（国土交通省都市局）

新型コロナウイルス感染症を契機とし、自宅で過ごす時間が増え、身近な自然資源として、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場として、グリーンインフラとしての緑や、オープンスペースの重要性が再認識されています。

新型コロナ危機を契機に生じた変化

○自宅で過ごす時間が増え、**身近な自然資源**として、**運動不足の解消・ストレス緩和**の効果が得られる場として、**グリーンインフラ**としての緑や、**オープンスペースの重要性**が再認識。

○緑とオープンスペースは、テレワークの作業場所、フィットネスの場所等**利用形態が多様化**。災害リスクに対応するための**バッファ機能**として、**都市の冗長性**を確保する観点からも役割が増大。

○オープンスペースを有効に活用するため、エリアマネジメントの中心的存在として、**信頼できる中間支援組織の存在**、**効果的に活用するための人材育成**の必要性が高まっている。

今後の方向性

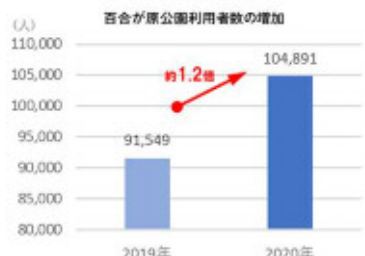
○グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていくことが必要。

○ウォーカブルな空間とオープンスペースを**組み合わせたネットワーク**の形成が重要。

○街路空間、公園・緑地、民間空地など、**まちに存在する様々な緑とオープンスペース**を地域のニーズに応じて**柔軟な活用**が必要。

○災害・感染症等のリスクに対応するためにも、**いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備**が重要。

○イベントだけでなく、比較的長期にわたる日常的な活用など、**柔軟かつ多様なオープンスペースの活用**の試行、これを支える**人材育成、ノウハウの展開**等が必要。



出典：みどりの推進部集計



出典：都立狭山公園、都立武蔵国分寺公園、都立野川公園のデータから国土交通省都市局作成

ウ. 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会の提言

「2040年、道路の景色が変わる」（国土交通省道路局）

ポストコロナの新しい生活様式に加え、災害や気候変動・インフラ老朽化、人口減少社会、デジタルトランスフォーメーションといった社会経済の変革も見据えながら道路施策を通じて実現を目指す社会像、その実現に向けた中長期的な政策の方向性が提案されました。

■基本的な考え方

○「SDGs」や「Society5.0」は「人間中心の社会」の実現を目標
→道路施策の原点は「**人々の幸せの実現**」

○道路は古来、子どもが遊び、井戸端会議を行う等の人々の交流の場
→道路のコミュニケーション空間としての機能を「**回復**」

○移動の効率性、安全性、環境負荷の社会的課題
→デジタル技術をフル活用して道路を「**進化**」させ課題解決

イ. 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり

～ウォーカブルなまちなかの形成～（国土交通省都市局）

現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を上向きさせ、まちなかに賑わいを創出することが、多くの都市に共通して求められています。

国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進しています。

■「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

Walkable
歩きたくなる

Eye level
まちに開かれた1階

Diversity
多様な人の多様な用途、使い方

Open
開かれた空間が心地よい



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）

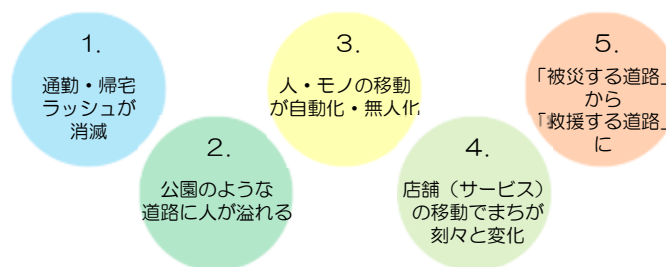


道路を占用了した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

■道路の景色が変わる～5つの将来像～



公園のような道路

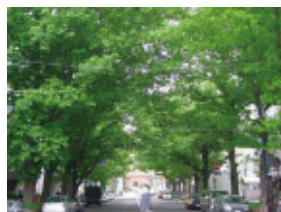
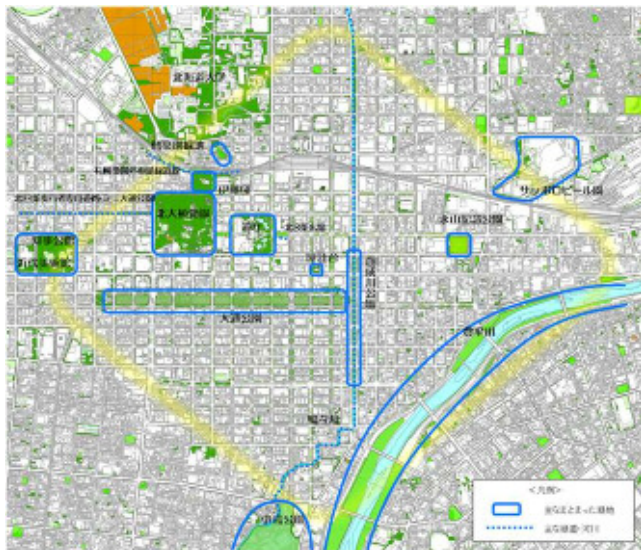
2-1. 都心のみどりの現状

(1) 都心部のまとまった緑地

都心部のまとまった緑地は、大通公園や北海道庁、北大植物園等に加え、街路樹の存在が大きく、創成川や札幌桑園停車場線などの緑道が、都心部におけるみどりのネットワーク資源としてあげられます。

また、都心においては、大きくボリュームのある街路樹があり、景観の骨格となるシンボリックな存在となっているほか、碁盤の目状に道路が広がっているため直線的で美しい並木景観が多くみられます。

■まとまった緑地の状況



北3条線アカナラ (北3西7)

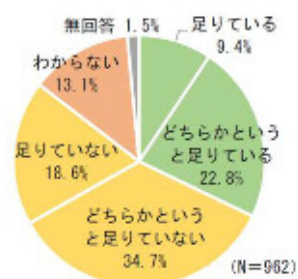
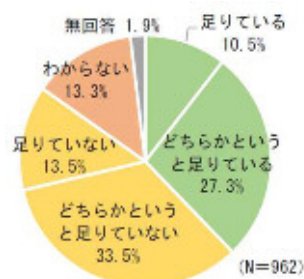


西8丁目線プラタナス(南2西8)

(2) 都心のみどりに関する市民意識

平成30年度市民アンケート調査では、都心の公共施設の緑化の充足についての設問に対して「足りていない」「どちらかというと足りていない」が約47%を占め、民間施設については、約53%と半数以上でした。

■都心の施設の緑化の充実 (左：公共施設、右：民間施設)



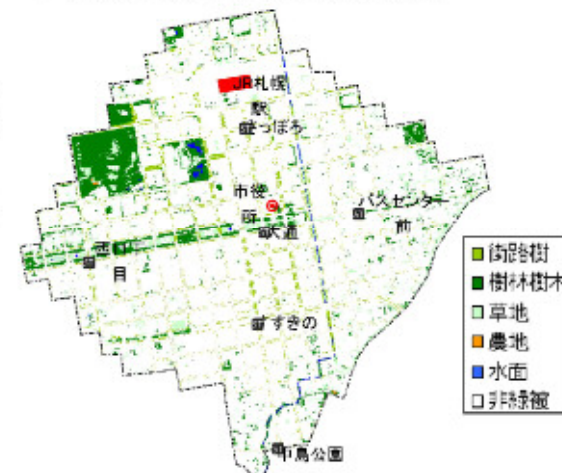
(3) 都心の緑被率

ア. 緑被率の推移

令和元年度緑被調査によると、都心部は、平成19年度から令和元年度は12~13%程度*と低く、横ばいから微増傾向となっています。

都心部の緑被率は、街路樹の成長や民間開発による緑の増加はあるものの、公園整備による緑化は進んでおらず、緑の量はそれほど増えていません。

■都心の緑被分布図 (令和元年度)



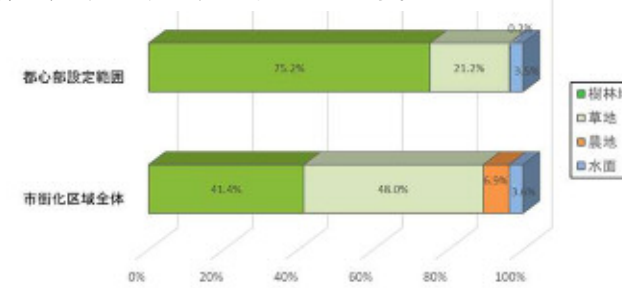
■都心部の緑被変遷状況および令和元年度市街化区域緑被状況

	都心部						市街化区域	
	緑被面積 (ha)			緑被率			緑被面積 (ha)	緑被率
	H19	H26	R01	H19	H26	R01	R01	R01
樹林地	36.50	37.01	41.26	8.94%	9.06%	10.11%	2,235.35	8.94%
(街路樹)	9.02	9.88	11.56	2.21%	2.42%	2.83%	273.58	1.09%
(樹林樹木)	27.48	27.13	29.70	6.73%	6.64%	7.27%	1,961.77	7.84%
草地	10.83	11.58	11.65	2.65%	2.84%	2.85%	2,589.79	10.35%
農地	0.20	0.11	0.09	0.05%	0.03%	0.02%	373.41	1.49%
水面	1.49	1.90	1.90	0.37%	0.46%	0.47%	196.35	0.78%
緑被地	49.02	50.59	54.89	12.01%	12.39%	13.45%	5,394.91	21.57%
区域面積			408.27				25,016.72	

イ. 都心の緑被率の特徴

市街化区域全体との緑被率、緑被構成比を比較すると、都心の緑被率は樹林地の割合が高く、草地の割合が低いことが特徴といえます。特に街路樹が全体比約2.6倍と高く、草地は2.85%で全体比約1/4と低い値となっています。

これは都心には大通公園や北大植物園などのまとまった樹林地があるほか、特に商業地のビル街で街路樹が大きな樹幹で管理され、都心の風格ある街路景観を形成していることが要因と考えられます。一方で、公園・個人宅の庭・空き地等が少ないため、芝生などの草地による緑被率が低いと考えられます。



■緑被構成比比較 (令和元年度)

*緑被率：樹林地(街路樹、樹林樹木)、草地、農地、水面など植物に覆われた面積が占める割合。

*増加の要因は、令和元年度調査から緑被算出方法が変更し精度が上がったこと(目視から近赤外写真地図による緑被抽出精度の向上)によるものである。

ウ. 条丁目ごとの緑被分析

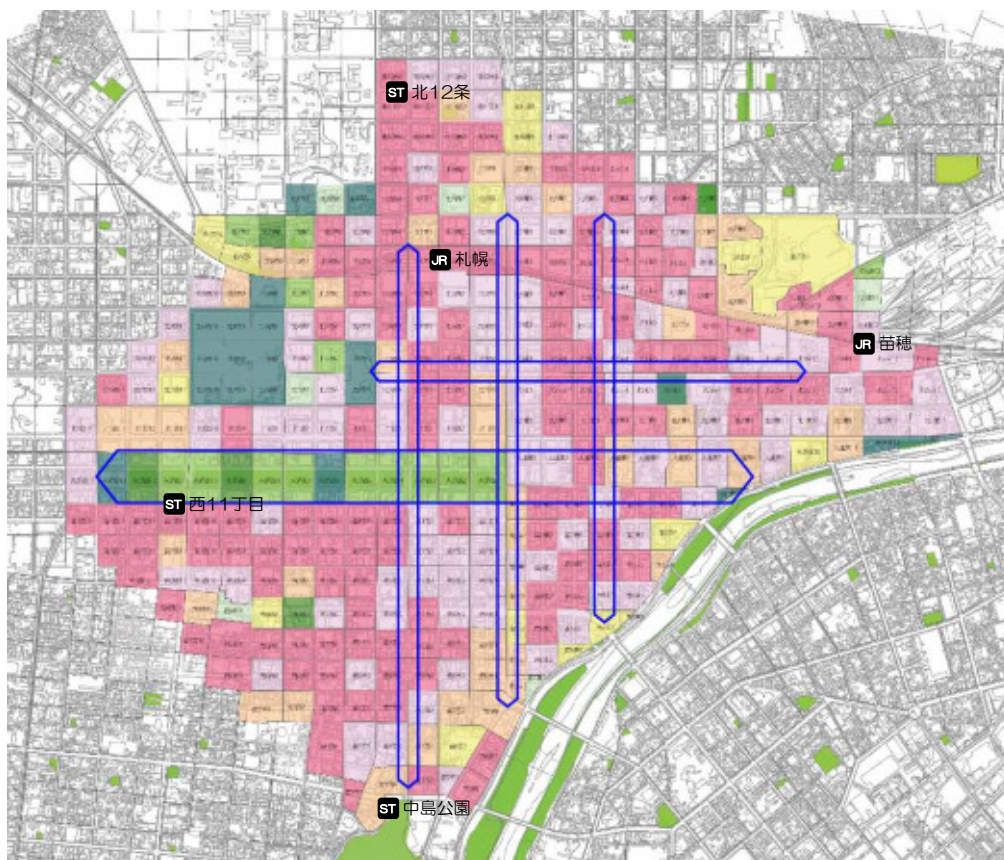
①公園・街路樹を含んだ緑被率について

都心のみどりづくり方針対象範囲の緑被状況（左図）を見ると、緑被率が35%を超える街区は、北大植物園、永山記念公園、道庁の一部、大通公園の一部、その他、北大関連施設が位置する街区や豊平川沿いの街区となっています。

※緑被調査は、上空から撮影した近赤外写真地図をもとに、都心部区域では4㎡以上、市街化区域では25㎡以上のみどりに覆われた緑被面積を抽出している。

そのため、みどりの面積が小さい場合や建物の影にみどりが隠れている場合などは緑被面積が抽出されず、実際にはみどりが存在していても緑被率0%となる場合がある。

■条丁目ごとの緑被率（公園・街路樹含む）



凡例	
5%未満	5%以上～10%未満
10%以上～15%未満	15%以上～20%未満
20%以上～25%未満	25%以上～30%未満
30%以上～35%未満	35%以上

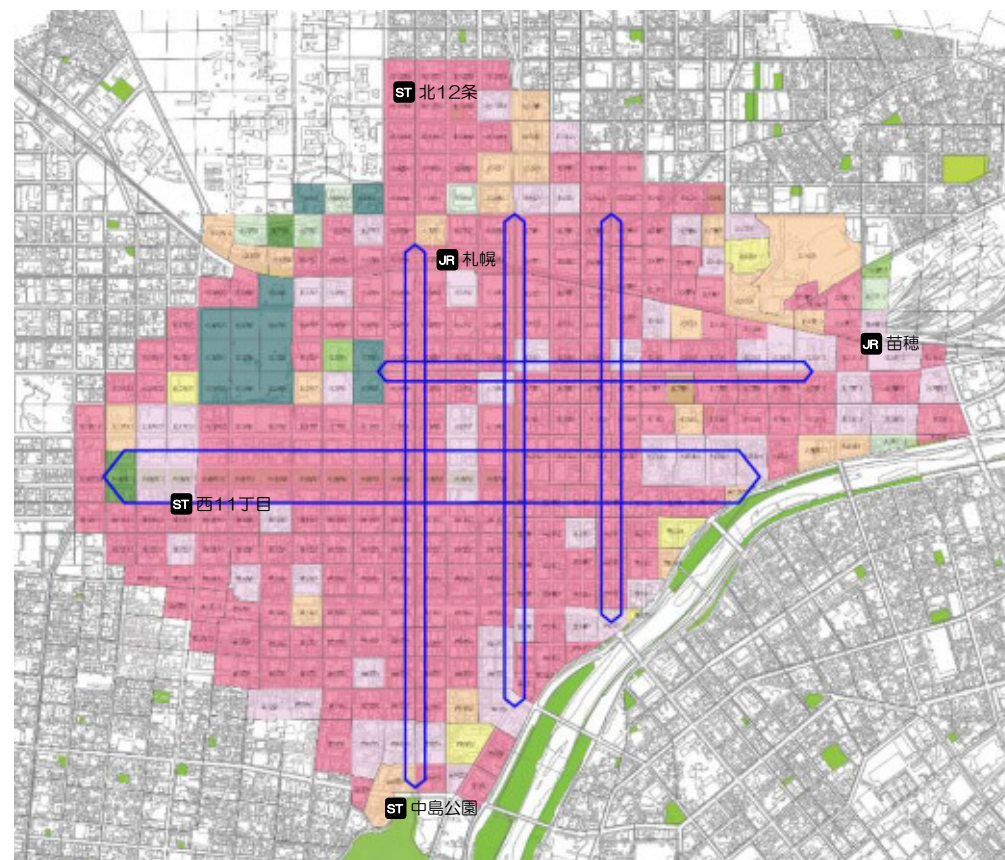
②民有地の緑被率について

民有地緑化の状況を確認するため、下図のとおり緑被率の構成要素から公園と街路樹を除いてみると、半数以上が緑被率5%未満となっています。

緑被率が低いエリアは全体に広がり、大通公園を含む全ての軸や重点エリアも総じて民有地の緑被率が低く、業種別でみると、風俗営業施設や専用店舗施設、一般店舗併設住宅、運輸倉庫施設などで低い傾向が見られました。

また、緑被率が高いエリアは、北大の南側、北大植物園、道庁、大通公園西側エリア、中島公園付近、サッポロビール園周辺などであり、業種別でみると公共施設、宿泊施設、宗教施設、高層マンションなどで敷地内緑化している事例が多く見られました。

■条丁目ごとの緑被率（公園・街路樹のぞく）

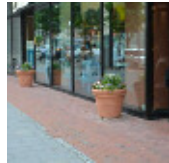


凡例	
5%未満	5%以上～10%未満
10%以上～15%未満	15%以上～20%未満
20%以上～25%未満	25%以上～30%未満
30%以上～35%未満	35%以上

工. 軸および重点エリアの民有地緑化の状況

札幌駅前通

(全体)
 ▷ 緑化建物物件数比：17.9%
 ▷ 緑被率：2.3%
 全体的に緑化は少ない傾向にあるが、緑被面積には表れないプラントナーによる緑化もみられる。



○札幌駅一大通

▷ 緑化建物物件数比：26.5%
 ▷ 緑被率：1.4%
 大規模民間開発による緑地の創出が見られるが、軸の通りに面して出入り口やテナントの顔出しが中心で緑化面が少ない傾向にある。



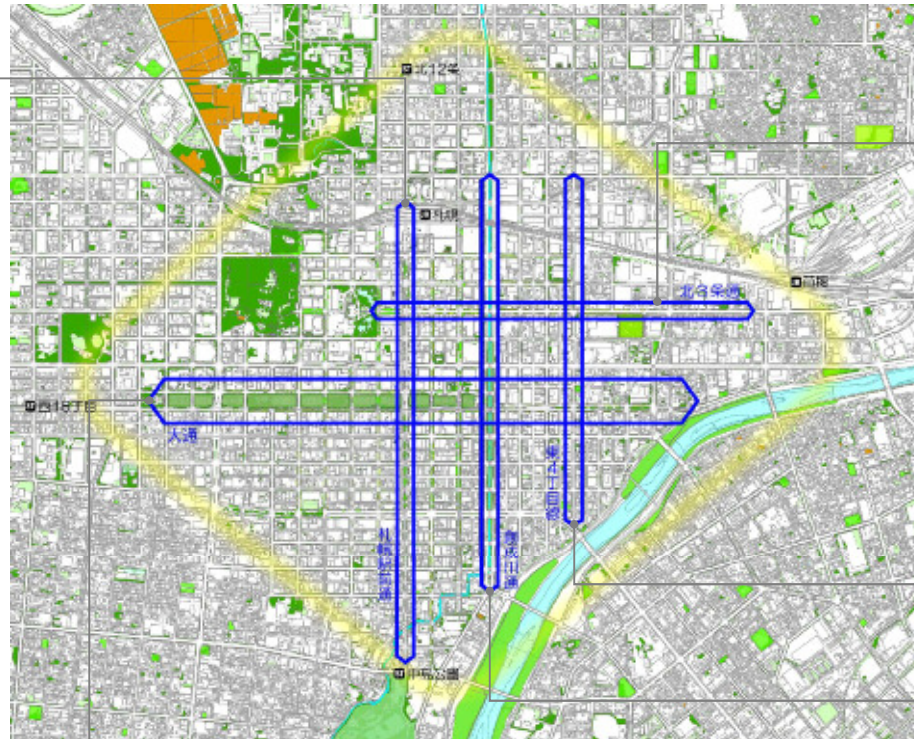
○南1条—すすきの(南4条)

▷ 緑化建物物件数比：7.7%
 ▷ 緑被率：0.1%
 緑化建物物件数比、緑被率ともに低く、極端にみどりが少ない通りとなっている。



○すすきの(南4条)—中島公園

▷ 緑化建物物件数比：17.5%
 ▷ 緑被率：4.7%
 新規ホテルやマンション建設による緑地の創出が見られる。



北3条通

▷ 緑化建物物件数比：32.0%
 ▷ 緑被率：3.0%
 緑化建物物件数比は平均的である。札幌ファクトリーや、創成川沿いの医療施設のボリュームのある緑地の存在と、近年、大規模民間開発による緑地の創出が進んでいる。



東4丁目線

▷ 緑化建物物件数比：36.5%
 ▷ 緑被率：2.1%
 面積は小さいながらも従来からの戸建て住宅の緑が多く見られるとともに、近年では、民間開発や新築マンション建設による新たな緑地の創出が見られる。



創成川通

▷ 緑化建物物件数比：42.2%
 ▷ 緑被率：2.8%
 緑化建物物件数比は比較的高い。大規模民間開発や、ホテル、マンションなどの比較的ボリュームのある緑地の創出が見られる。



大通

(全体)
 ▷ 緑化建物物件数比：57.5%
 ▷ 緑被率：4.6%
 緑化建物物件数比が高い。大通より北は官公庁施設の大規模な緑、南側は小規模ながら、オフィス・商業ビルやホテルなどの緑化が見られる。

○西11丁目—西7丁目

▷ 緑化建物物件数比：55.4%
 ▷ 緑被率：8.6%
 官公庁施設や資料館などのボリュームのある緑が位置し緑被率が高い。また、業務施設や共同住宅の建設に合わせて緑地の創出が進んでいる。



○西6丁目—創成川(交流拠点)

▷ 緑化建物物件数比：60.5%
 ▷ 緑被率：2.8%
 緑被率は低いものの、規模の大きな商業・オフィスビルを中心に緑が創出されており、緑化されている建物数の割合は高い。



○創成東

▷ 緑化建物物件数比：57.5%
 ▷ 緑被率：3.4%
 近年、オフィスビルやマンション開発による緑地の創出が見られる。



※緑化建物物件数比は、軸は軸に面する建築のみ、重点エリアはエリアにかかる街区内全ての建物を対象としている。緑化建物は、現地踏査による調査(R2)より、全建物数は、都市計画基礎調査データ(H31)よりカウント。

※緑被率は、軸および重点エリアにかかっている街区全体(条丁目単位)を対象に、緑被現況調査(R1)より公園・街路樹等を抜いて算出。

(4) 都心の緑視率

都心部では平成16年より緑視率の調査を実施しており、各地点で東西南北方向の定点観測を行っています。緑視率が上空からみた平面的なみどりの割合であるのに対して、緑視率は歩行者目線で見た立面的なみどりの割合となっており、歩行者がみどりを感じながら快適に散策を楽しんだり、居心地の良さを感じることにつなが

る重要な指標であると考えられます。平成16年と令和元年の緑視率の調査結果を比較すると、民間開発に伴う優良な植栽により緑視率や景観が向上したことや、街路樹などの植替えや成長による変化などが確認できます。

札幌駅前通周辺
地下歩行空間工事に伴い、街路樹の伐採・更新が行われたため、緑視率がさがっている。
R1調査地点平均緑視率：8.4% (R1写真地点緑視率：8.4%)

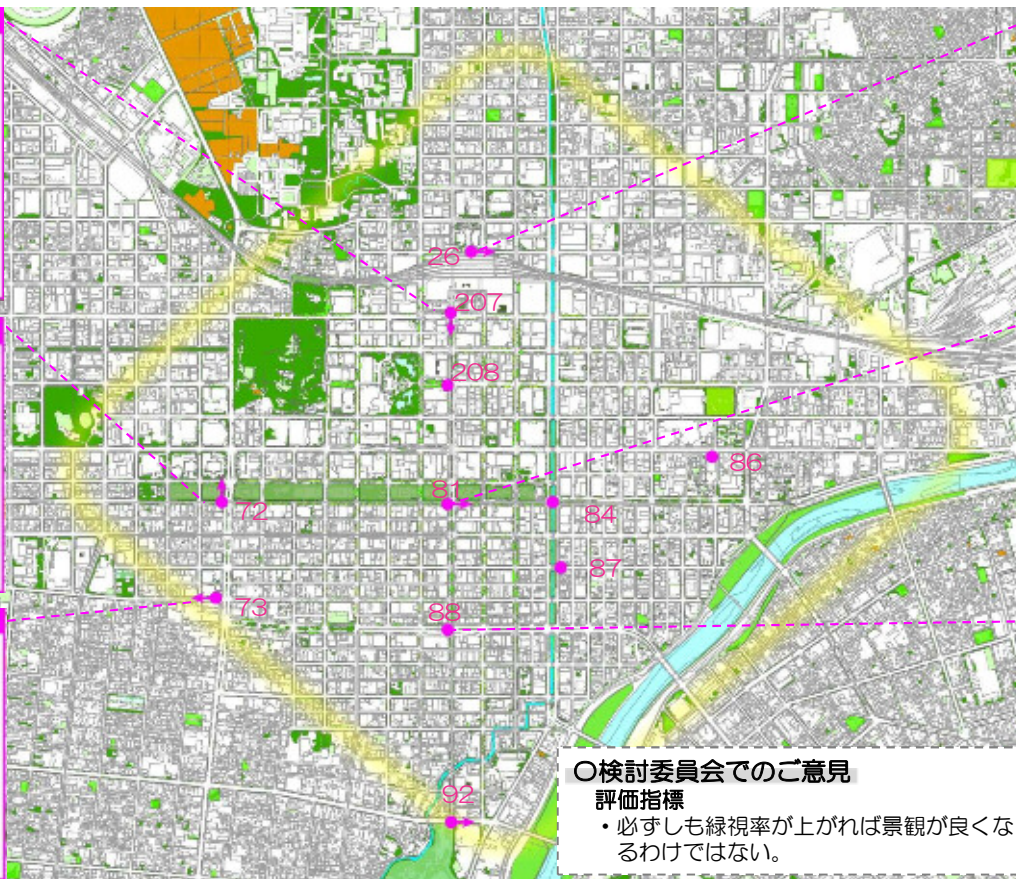
R1年度 (2019年) H16年度 (2004年)

大通公園西11丁目周辺
樹木が成長し、緑視率があがっている。
R1調査地点平均緑視率：10.0% (R1写真地点緑視率：39.8%)

R1年度 (2019年) H16年度 (2004年)

中央区役所周辺
生垣の緑が緑視率の向上に貢献している。
R1調査地点平均緑視率：21.6% (R1写真地点緑視率：33.0%)

R1年度 (2019年) H16年度 (2004年)



札幌駅北口駅前広場周辺
民間開発に伴う公開空地確保により緑化され、緑視率があがっている。
R1調査地点平均緑視率：16.8% (R1写真地点緑視率：32.2%)

R1年度 (2019年) H16年度 (2004年)

大通公園西4丁目周辺
花壇の整備やプランターの設置により、緑視率があがっている。
R1調査地点平均緑視率：27.5% (R1写真地点緑視率：31.0%)

R1年度 (2019年) H16年度 (2004年)

中島公園周辺
地下鉄出入口の施設のみどりを巡り緑視率があがっている。
R1調査地点平均緑視率：20.3% (R1写真地点緑視率：9.0%)

R1年度 (2019年) H16年度 (2004年)

■都心の緑視率一覧

基礎情報					写真別緑視率			基礎情報					写真別緑視率			基礎情報					写真別緑視率		
No	写真No	ポイント名	場所	方向	R1年度 緑視率 (%)	H16年度 緑視率 (%)	増減	No	写真No	ポイント名	場所	方向	R1年度 緑視率 (%)	H16年度 緑視率 (%)	増減	No	写真No	ポイント名	場所	方向	R1年度 緑視率 (%)	H16年度 緑視率 (%)	増減
26	23	札幌駅北口	西通北口付近	西	4.1%	11.5%	-7.4%	73	14	中央区役所	南3西10・11交差点	西	33.0%	33.5%	-0.5%	88	36	すすきの駅	2番出口付近交差点	西	9.5%	8.9%	0.6%
	24	札幌駅北口	西通北口付近	北	22.6%	18.6%	4.0%		15	中央区役所	南3西10・11交差点	北	10.1%	7.7%	2.4%		37	すすきの駅	2番出口付近交差点	北	19.4%	12.3%	7.1%
	25	札幌駅北口	中央北口前	北	6.8%	5.8%	1.0%	32	大通公園周辺	大通西3・4交差点(南)	東	31.0%	23.2%	7.8%	38		すすきの駅	3番出口付近交差点	南	13.9%	13.1%	0.8%	
	26	札幌駅北口	東通北口付近	北	18.3%	10.5%	7.8%	33	大通公園周辺	大通西3・4交差点(南)	南	22.1%	11.9%	10.2%	39		すすきの駅	3番出口付近交差点	東	1.1%	0.5%	0.6%	
72	39	西11丁目駅	4番出口前	北	39.8%	32.2%	7.6%	34	大通公園周辺	大通西3・4交差点(南)	北	32.4%	31.0%	1.4%	40_1	中島公園駅	1番出口付近	東	9.0%	11.5%	-2.5%		
	40	西11丁目駅	3番出口付近交差点	南	21.8%	21.7%	0.1%	35	大通公園周辺	大通西3・4交差点(南)	西	24.4%	21.3%	3.1%	40_2	中島公園駅	2番出口付近	西	30.7%	25.2%	5.5%		
	41	西11丁目駅	3番出口付近交差点	東	15.0%	7.5%	7.5%	14_1	札幌市役所周辺2	旧南大通横断歩道橋	西	31.4%	28.8%	2.6%	41	中島公園駅	1番出口付近交差点	北	21.1%	22.5%	-1.4%		
	42	西11丁目駅	2番出口付近交差点	西	22.7%	24.4%	-1.7%	15	札幌市役所周辺2	南大通横断歩道橋	東	17.4%	17.1%	0.3%	207	札幌駅前通	南口広場	南	8.4%	10.2%	-1.8%		
86	20	中央区体育館	北1条東5ブロック 北東部交差点	西	0.5%	1.1%	-0.6%	84	札幌市役所周辺2	南大通横断歩道橋	東	17.4%	17.1%	0.3%	05	札幌駅前通・北3条通交差点	札幌駅前通・北3条通交差点	東	12.7%	12.6%	0.1%		
	16	二条市場周辺	南2・3東1交差点	東	8.2%	7.4%	0.8%	86	中央区体育館	北1条東5ブロック 北東部交差点	西	0.5%	1.1%	-0.6%	07	札幌駅前通・北3条通交差点	札幌駅前通・北3条通交差点	西	24.7%	22.3%	2.4%		
	17	二条市場周辺	南2・3東2交差点	西	13.3%	15.2%	-1.9%	87	二条市場周辺	南2・3東2交差点	西	13.3%	15.2%	-1.9%	08	札幌駅前通・北3条通交差点	札幌駅前通・北3条通交差点	南	10.1%	22.0%	-11.9%		

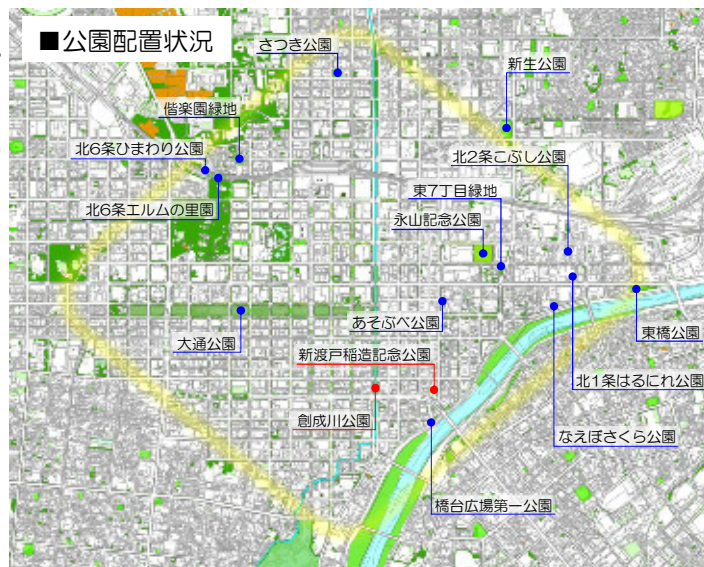
※緑視率：人の視界における草木などみどりの多さを計る割合

(5) 都市公園の整備状況

中央区の一人当たりの住区基幹公園面積は、全市平均の1/4以下(0.84㎡/人)となっている。

都心部では、直近20年間で造成した住区基幹公園は、新渡戸稲造記念公園(1,438㎡、H27告示)のみであり近年の都心部の人口急増に対して、住区基幹公園の整備が出来ていない状況が続いている。

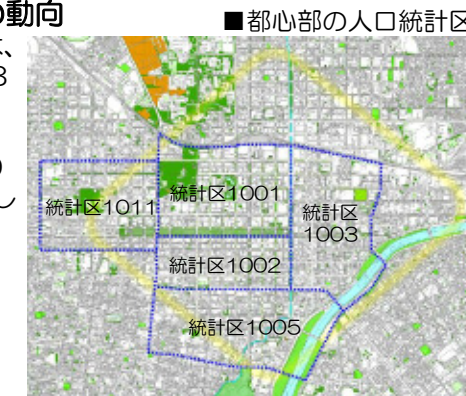
一方、都心部で唯一の近隣公園である永山記念公園(12,497㎡ H2告示)は、大半が樹林地からなる公園であったが、平成29年に遊具広場を整備し、現在は多くの子供たちに利用される公園となった。



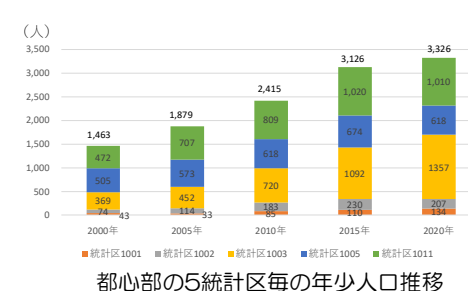
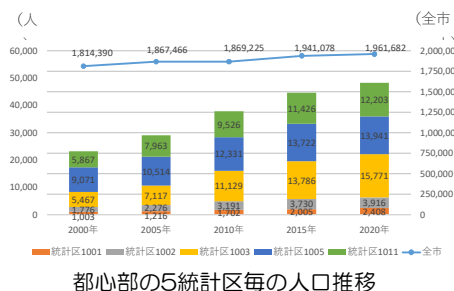
2-2. 都心部の人口推移と子どもの動向

この20年間で、都心部の5統計区人口は、約2.1倍に増加しており、年少人口も約2.3倍に増加している。

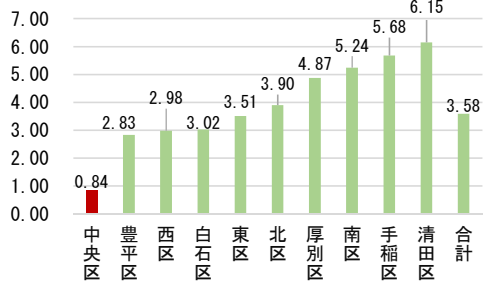
また創成川東地区では、1003統計区が示すように直近20年間で人口が約2.9倍になっており、年少人口は3.7倍に急増している。



都心部の人口推移



中央区の一人当たり住区基幹公園面積 (平成31年(2019年)3月31日時点)



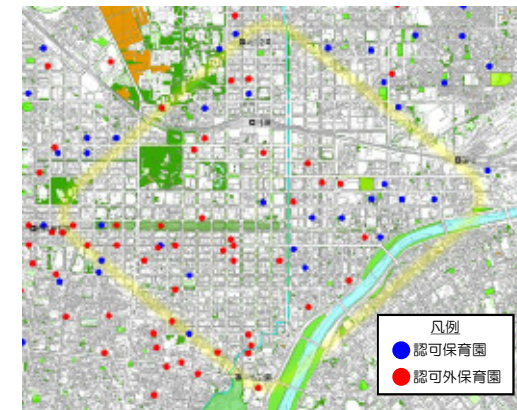
永山記念公園

区別によらつきがあり、特に中央区では人口が増加傾向にありながら、身近な公園(住区基幹公園)が著しく不足している

都心の保育所立地状況

種別	施設数	定員(人)	
認可	32	1,753	
認可外	一般	21	644
	企業主導型	34	1,196
	事業所内	5	303
	小計	60	2,143
計	92	3,896	

都心部保育園位置図



○検討委員会でのご意見

都心における公園の機能

- ・災害時の生活支援も都心の機能として重要。
- ・生物多様性への配慮が必要。

公園以外の活用

- ・都市公園以外の空間(大学・知事公館、寺社仏閣の屋外空間など)の活用も検討すべき。

2-3. 都心の開発プロジェクト動向

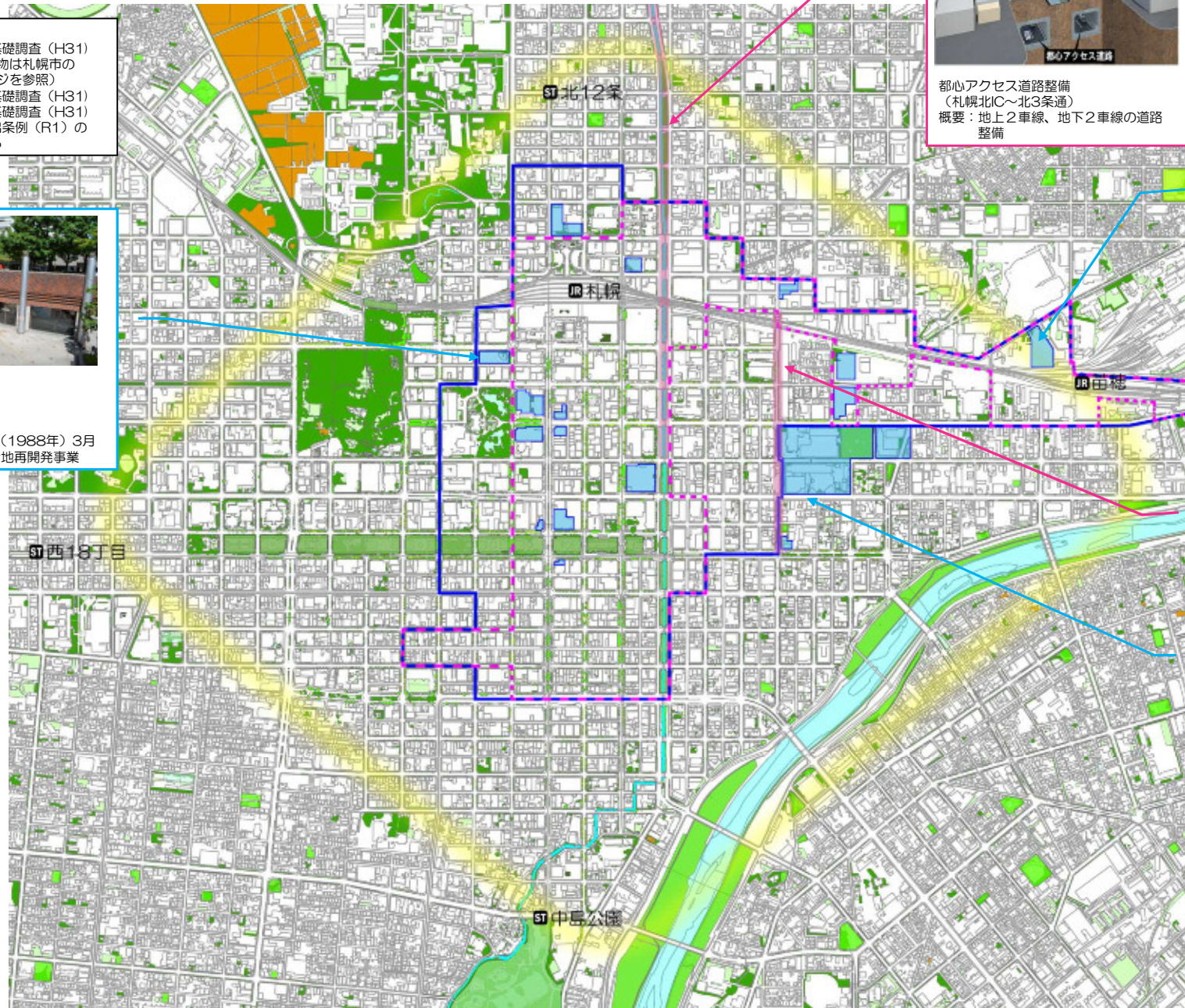
(1) 都心全体の動向について

札幌市都心部においては、北海道新幹線札幌延伸や都心アクセス道路整備のほか、北5西1・西2街区における民間開発事業など様々なプロジェクトが動いています。

各面積の出典先
 延床面積：都市計画基礎調査（H31）
 （竣工前の建物は札幌市のホームページを参照）
 敷地面積：都市計画基礎調査（H31）
 建築面積：都市計画基礎調査（H31）
 緑化面積：緑保全創出条例（R1）の申請による



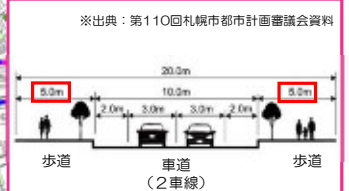
アスティ45
 延床面積：46,016㎡
 敷地面積：4,967㎡
 建築面積：3,476㎡
 竣工：昭和63年（1988年）3月
 備考：第一種市街地再開発事業



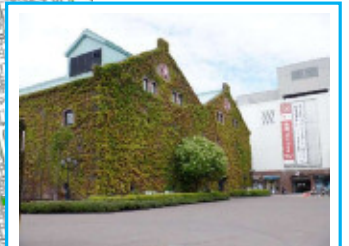
都心アクセス道路整備
 （札幌北C～北3条通）
 概要：地上2車線、地下2車線の道路整備



苗穂駅北口西地区
 延床面積：約34,000㎡
 竣工：令和2年1月



※出典：第110回札幌市都市計画審議会資料
 東4丁目通道路整備（北6条～大通間）
 概要：歩道の拡幅および植樹の設置
 道路幅20m
 （歩道両側5m、車道2車線10m）
 2020年度に都市計画決定



サッポロファクトリー
 延床面積：123,322㎡
 竣工：平成5年（1993年）3月
 備考：優良建築物等整備事業

凡例

- 整備済
- 整備中・計画中
- 都心のみどりづくり方針（仮称）検討対象範囲
- 都市再生緊急整備地域
- 特定都市再生緊急整備地域

2-4. 緑化に関する関連制度の概要

制度概要

都心部商業地域の緑化率

事例によっては、緩和型土地利用計画制度等と補助制度の併用が可能

		制度概要	都心部商業地域の緑化率
緑化を義務付ける制度	緑保全創出地域制度	敷地面積1,000㎡以上の開発行為に対して種別毎に緑化を義務付ける制度 【根拠法令：札幌市緑の保全と創出に関する条例】	10%以上 (緩和規定適用の場合5%以上)
	風致地区	都市の風致を保全する地区を指定し、緑化率等を義務付ける制度 札幌市では、大通・創成川周辺に風致地区を設定 【根拠法令：都市計画法】	30%以上 (緩和規定適用の場合15%以上)
整備費用の補助制度	優良建築物等整備事業 (環境形成タイプ)	市街地の環境整備のため、土地利用の共同化、高度化に寄与する優良な建築物等の整備を行う区域面積500㎡以上の事業について、必要な助成を行う制度 【法律の手続きを必要としない任意の事業】	13%以上
	市街地再開発事業	概ね5,000㎡以上の区域の建物、敷地、道路等の一体的な整備を行う良好な開発に対して、事業費の一部を補助したり、税の優遇措置を受けたりすることのできる都市計画事業 【根拠法令：都市再開発法】	13%以上
	都心みどりのまちづくり助成制度	事業者が都心部の私有地で行う各種緑化に対し、植栽購入費や植栽基盤整備費などの緑化費用の一部を助成する制度。法令等（札幌市緑の保全と創出に関する条例をはじめとした各種緑化基準）の基準を超える緑化施設に対し、助成可能。	-
(都心における開発誘導制度等)	地区計画	主に建物の建て方に関するルールを定める都市計画制度のひとつで、地域の特性に合わせたきめ細かなルールを決めることができる制度 【根拠法令：都市計画法】	10%以上 (緩和規定適用の場合5%以上)
	都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域内において、概ね5,000㎡以上の都市再生効果の高い事業に対して、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることが可能 【根拠法令：都市再生特別措置法】	10%以上 (緩和規定適用の場合5%以上)
	総合設計制度 (札幌都心まちづくり支援型)	公開空地を設ける等、市街地の環境整備に資する敷地面積500㎡以上の計画に対して容積率の制限を緩和する制度 【根拠法令：建築基準法】	10%以上 (緩和規定適用の場合5%以上)